

那珂川市人権教育・啓発基本方針

平成21（2009）年3月
令和6（2024）年1月 一部改訂

那 珂 川 市

はじめに

昭和23（1948）年12月、第3回国連総会において、世界人権宣言が採択され、平成6（1994）年には「人権教育のための国連10年」を決議するなど、人権の尊厳として、国家の枠を超えた人類普遍の最重要課題としてさまざまな取り組みの努力がされています。こうした国際的な人権尊重の潮流を踏まえ、わが国では、平成12（2000）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、平成14（2002）年には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。福岡県においては、平成15（2003）年6月に「福岡県人権教育・啓発基本計画」を策定し、人権問題の解決に向けた総合的かつ計画的な取り組みが展開されています。

本町では、平成6（1994）年12月に「人権都市宣言」を決議し、平成8（1996）年3月に「那珂川町人権を尊ぶまちづくり条例」を制定しました。さらに、平成13（2001）年度にスタートした「第4次那珂川町総合計画」の施策の大綱である「すべてのひとの人権を大切にすまちづくり」の実現をめざして、町民をはじめ各種団体等と行政との協働により、鋭意取り組んできました。

しかし、国内では、高齢者や障がい者及び子ども等の弱者に対する人権侵害や生命に関わる事件、さらに、高度情報化社会の今日、インターネット上での誹謗・中傷・差別書き込みが頻発し、悪質極まりない人権侵害や差別事件が後を絶ちません。

このため、本町では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「那珂川町人権を尊ぶまちづくり条例」に基づき、「那珂川町人権教育・啓発基本方針」策定しました。今後、町民の皆様をはじめ、地域、各種団体、事業者及び行政との協働のもと、真に差別のない、人権を大切にし、心豊かなまちづくりの実現に向けて、全町的に取り組んで参りたいと考えていますので、皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成21年3月

那珂川町長 武 末 茂 喜

も く じ

第1章	那珂川市人権教育・啓発基本方針策定の趣旨	1
1	基本方針策定の趣旨	1
	(1) 国際的動向	1
	(2) 国・県・市の動向	1
第2章	人権教育・啓発の現状と基本方針	3
1	人権教育・啓発の現状	3
2	基本方針	4
第3章	分野別施策の推進	6
1	同和問題	6
2	女性に関する問題	8
3	子どもに関する問題	10
4	高齢者に関する問題	12
5	障がい者に関する問題	13
6	外国人に関する問題	15
7	H I V感染者などに関する問題	17
8	様々な人権問題	18
第4章	基本方針の推進体制等	19
1	全庁的体制による推進	19
2	人権研修	19
3	関係機関・各種団体・住民とのネットワークの構築	19
4	基本方針の見直し	20
第5章	おわりに	20

那珂川市人権教育・啓発基本方針

第1章 那珂川市人権教育・啓発基本方針策定の趣旨

1 基本方針策定の趣旨

(1) 国際的動向

人権問題に関する国際的な流れは、20世紀に二度にわたる大戦を通して、世界平和のための国際的人権保障システムをつくる必要性を学び、国際連合（以下「国連」という。）を中心に取り組みが進められてきました。昭和23年（1948）年には、「世界人権宣言」が採択され、その後人権分野における教育活動を奨励し、かつ、重視するため、平成6（1994）年に「人権教育のための国連10年」を決議し、平成7（1995）年から平成16（2004）年までの10年間を期間として、具体的な行動計画を示しました。さらに、その終了に伴い、成果及び課題並びに人権教育分野における将来の国連の活動について、平成17（2005）年から「人権教育のための世界計画」の決議を行ないました。

また、国連として人権問題への対処能力を強化するため、平成18（2006）年3月に従来の人権委員会に替えて、新たに人権理事会を国連総会の下部組織として設立することが決議されました。

(2) 国・県・市の動向

基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法の下で、さまざまな施策が推進されてきました。

日本固有の人権問題である同和問題の解決を図るために、国は昭和44（1969）年「同和対策事業特別措置法」を制定し、以降33年間にわたって早期解決に向けて特別対策を実施してきました。平成8（1996）年に出された地域改善対策協議会の意見具申の中で、同和問題解決への取り組みを今後はあらゆる人権問題の解決に向けた取り組みとして進める必要性が述べられています。

このような状況の中、国は平成12（2000）年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下「人権教育・啓発推進法」という。）を制定しました。

この法律は、人権擁護推進審議会の答申に基づいて、人権教育・啓発の理念、国及び地方公共団体の責務、国民の責務を明確化し、基本計画の策定や年次報告等を主な内容としています。そして、人権教育・啓発推進法第7条に基づき平成14（200

2) 年3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。

福岡県では、人権教育・啓発推進法第5条に基づき、平成15(2003)年6月に「福岡県人権教育・啓発基本指針」を策定し、人権施策の総合的な推進を図っています。

本市では、平成6(1994)年12月に「人権都市宣言」の決議を行い、平成8(1996)年3月に「那珂川町人権を尊ぶまちづくり条例」を制定しました。そして「人権教育のための国連10年」に対する国際的、国内的推進と連携して取り組むことが必要であることから、全庁的な体制で人権教育の推進に取り組むため、平成12(2000)年7月、町長を本部長とする「那珂川町人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、平成13(2001)年10月に「人権教育のための国連10年那珂川町行動計画」を策定し、「人権文化」の構築を目指して、人権教育の推進に関する基本理念の実現に向けて、様々な施策を進めてきました。

今後は、「人権教育・啓発推進法」及び「那珂川町人権を尊ぶまちづくり条例」に基づき、「人権教育のための国連10年那珂川町行動計画」の趣旨を受け継ぎ、これまでの人権・同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果や課題に対する評価を踏まえ、「第4次那珂川町総合計画」に掲げる「すべてのひとの人権を大切にすまちづくり」を実現するために、様々な人権問題に関する人権教育・啓発に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を策定することとしました。

第2章 人権教育・啓発の現状と基本方針

1 人権教育・啓発の現状

人権教育とは、人権教育・啓発推進法第2条では、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」をいい、人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」をいうと定義しています。同法第3条では、基本理念として「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない」とことと定義しています。

本市におけるこれまでの人権教育・啓発は、同和問題を中心に、女性問題・子どもの問題・高齢者の問題・障がい者問題や、その他の人権問題を学校、家庭、地域、職場等において取り組んできました。

学校においては、人権教育を通じて、自分の人権を守り、他者の人権を守るために行動することができる児童・生徒を育成することを目標としています。そのために、一人ひとりの児童・生徒がその発達段階に応じて、人権の意義・内容や重要性について理解し、部落問題をはじめとする様々な人権問題についての知的理解を身につかせるとともに、知的理解にとどまらず、偏見や差別のおかしさに気づき、それらをなくしていこうとする態度を育成するための取り組みを推進しています。

社会教育・生涯学習の観点からは、「差別のない社会」すなわち「人権尊重のまち那珂川」を目標に各行政区自治公民館の主體的な研修会の取り組みを通して、人権問題についての知識の習得と認識を高めることで、人材の育成に努力しています。

職場においては、啓発資料等（ビデオ等機器の提供を含む。）の提供を行うことで、人権問題研修会が行われています。

しかし、私たちを取り巻く社会には、今日においても、人種、信条、性別、社会的身分又は門地による不当な差別や、その他の人権侵害が今もなお存在しています。特にその中でも部落差別をはじめとする差別事象が発生するなど、偏見や差別は私たちの社会に根強く存在しています。

近年においては、国際化、情報化、少子高齢化などの進展に伴い、「命」を脅かす新たな人権問題も発生しています。

このことから、すべての人々の人権が保障され、平和で豊かな社会を構築していく

ためには、一人ひとりの人権尊重の精神の涵養が必要であり、人権教育・啓発の重要性が高まっています。

そのため、本市においては、住民一人ひとりが日常生活の中で人権尊重について語りあうことや、主体的な行動に結びつくように、同和問題啓発強調月間（7月）や、人権週間（12月）における、街頭啓発及び啓発冊子（人権・同和問題特集号、あしたへ生きる）による啓発を実施したり、平成13（2001）年から10年計画での戸別訪問や、各種団体の人権・同和問題研修会等の取り組みを行っています。また、筑紫地区では、「筑紫地区企業同和問題推進委員会」と連携し、企業研修会等を実施しています。

2 基本方針

● すべての差別をなくす施策の推進

これまで本市は、人権問題の解決にあたっては、それぞれの分野の法令や計画に基づき積極的・計画的に施策を推進してきました。

特に人権教育・啓発については、その重要性から「人権教育のための国連10年那珂川町行動計画」（平成13年）を策定し、住民一人ひとりの人権尊重の心を育み、あらゆる差別をなくし、明るく住みやすい那珂川市の実現を目指し様々な施策を推進してきました。

しかし、住民の人権に対する関心や理解は高まってきていますが、いまだに地域や学校等での差別事象が発生するなど課題が残されています。

また、それぞれの人権問題は別々の問題ではなく、相互に関連しあっており、それらの根底でつながっている偏見や差別意識をなくし、すべての人が自らのこととして考えられるような人権意識の高揚を図るという視点を持ち、人権教育・啓発を推進していく必要があります。

「人権教育・啓発推進法」及び「那珂川町人権を尊ぶまちづくり条例」に基づいた総合的かつ計画的な推進を図り、すべての差別を解消するという視点をもって、施策を推進します。

● 地域における豊かな人間関係づくりの活性化の推進

本市は、福岡都市圏の中にあって、昭和40年代後半から大規模な区画整理事業が行われ人口が急増し、それと同時に、従来の農山村地域環境が一変し、都市化が急速に進んできました。住環境は勿論のこと、希薄な人間関係の姿が見られるようになりました。これらの地域の実態を踏まえ、「すべての人が人間らしく生きる権利が守られている」という実感がもて、人間関係を豊かにしていく施策を推進します。

● 住民と行政が協働で取り組む人権教育・啓発の推進

住民意識は、戸別訪問でも明らかなように、同和問題に対して「無関心層」が多いという実態から、そこに焦点をあてて人権教育・啓発を行う必要があります。

住民は、様々な学習により正しい知識を身につけています。

しかし、現実にある差別に対して、その不当性を自覚しながらも心の中の、偏見が払拭しきれず、それが差別意識として残っています。

私たちは、昔からの制度や慣習の中で生活しています。制度や慣習は伝統・文化として大切にする必要がありますが、中には人権を侵害すると考えられる制度や慣習があります。そのような制度や慣習を見直し、改めていく施策を推進します。

地方分権や三位一体の改革がすすむことによって、市が自ら判断し自らの未来を自分の力で切り開いていくという主体性が強く求められています。こうした主体性を発揮するためには、住民と行政との協働によるまちづくりが必要となります。

特にこれからは情報化の進展に伴い、住民との接点や関わり方が大きく変わろうとしています。双方向けの情報のやり取りにより、行政の取り組みも含めたまちづくりのあり方に、住民が主体的・積極的に関わっていくような施策を推進していきます。

第3章 分野別施策の推進

1 同和問題

(1) 情勢

同和問題は、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、同和地区の人々が経済的、社会的、文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、基本的人権を侵害され、特に市民的権利と自由（職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住及び移転の自由、結婚の自由など）が、十分に保障されていないという人権問題です。

昭和40（1965）年に国の同和対策審議会答申（以下「同対審答申」という。）において、「同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」とその基本認識が述べられています。この同対審答申を踏まえ、昭和44年（1969）年に同和対策事業特別措置法が制定され、対象地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、職業の安定、教育の充実を図ってきました。その間、二度の特別措置法の制定と三度の法改正を経て、約33年間、同和問題解決に向けた関係施策を積極的に実施してきました。

平成8（1996）年の地域改善対策協議会意見具申では、同和問題の早期解決に向けた今後の方向性として、一般対策への移行と差別意識解消のための人権教育・啓発の推進が示されています。

ア 本市のこれまでの取り組み

本市においても、同対審答申の趣旨を具現化する同和対策事業特別措置法施行以来、同和問題の解決を町の最重要課題と位置づけ、ハード・ソフト両面にわたる施策を展開し、課題解決に向けて取り組んできました。

特に、昭和57（1982）年に発生した「町民体育館及び恵子児童館における差別落書き事件」から学んだ「真犯人は部落差別である」ことを教訓とした行政の取り組みは、学校、地域に向けた啓発事業へと広がっていきました。

また、平成12（2000）年に発生した「住居表示の実施に伴う差別事件」は、社会意識としての差別意識が、住民の意識の中に根強く残っていることが明らかになる事件でした。そこで、差別事件を教訓化し、差別意識解消の取り組みとして、平成13（2001）年度から全職員が直接各世帯を訪問し、啓発を行う「人権啓発戸別訪問」を実施しています。

学校教育においては、昭和47（1972）年に、那珂川町同和教育研究協議会が発足し、「同和」教育の実践のための研究と、教育内容の充実のための取り組みが推進されました。また、昭和55（1980）年には岩戸北小学校に、昭和58（1983）年には那珂川中学校に「同和」教育推進教員が配置されました。

「同和」教育推進教員を中心に、同和地区の子どもたちの進路・学力保障の取り組みの一つとして行われている促進・補充学級へ教師は積極的に関わり子どもたちの生活実態にふれることで、部落差別の現実を知り、部落差別と向き合う教師が増えてきました。また、社会科の歴史学習や部落問題学習を行う際には、同和地区住民との学習会や交流会を開催し、教職員の部落差別に対する認識を高めるとともに、地域の思いを受け止め、教師自身が部落差別をなくすために行動することの大切さを認識させる取り組みなども行われてきました。

イ 課題

このような同和问题解決に向けた様々な取り組みを推進してきました。その結果、住環境の面では一定の改善はなされてきましたが、就労、健康、教育、啓発などの分野ではいまだに多くの課題が残されています。

また、平成12（2000）年の「住居表示の実施に伴う差別事件」、平成13（2001）年には、生命保険会社の社員による「部落差別発言」、平成14（2002）年には、地区外において、同和地区住民を誹謗、中傷し、部落差別を利用するという悪質な「差別看板事件」が発生しました。また、教育現場においても、「賤称語を使った発言」や人を傷つける発言が発生するなど、依然として差別事象が発生しています。さらに、近年の高度情報化社会の進展に伴い、インターネットを利用し部落差別を助長する表現の掲載が発生しています。

一方、平成13（2001）年度から実施している「人権啓発戸別訪問」は、その中間報告によると、住民の人権・同和问题に対する意識は、かなりの世帯において「無関心・傍観者的意識」が目立っています。

今後、この無関心層等への効果的な啓発を行うため、住民、行政、民間団体がそれぞれの役割遂行と相互の連携により、社会全体で同和问题解決に取り組んでいくことが重要です。

また、平成28（2016）年には、今も部落差別が存在していること、そして部落差別は許されないものであることの認識のもと、部落差別のない社会を実現することを目的に、国が「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下「部落差別解消推進法」という。）を施行しており、平成31（2019）年には福岡県が「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」を施行しました。本市においても令和3（2021）年に

「那珂川市部落差別の解消の推進に関する条例」を策定、部落差別の解消は行政の責務であり、市の「意志」と「姿勢」を改めて示し、部落差別は決して許されず、解消する必要があることを広く市民に伝え、差別をなくす取り組みを、市と市民及び事業者が共に推進することとしています。

(2) 基本方針

同和問題の解決は、行政の責務であり、市の重要課題として位置付け、平成18(2006)年に策定した「第4次那珂川町総合計画(後期基本計画)」の施策大綱のひとつである「すべてのひとの人権を大切にすまちづくり」の基本計画に掲げているとおり「人権意識を育む」「人権意識を高揚する」「実態的差別を解消する」の3つの基本施策の具体的施策を推進します。

一方、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効に伴い特別対策は終了しましたが、平成8(1996)年の地域改善対策協議会意見具申では「一般対策への移行は、同和問題の早期解決への取り組みの放棄を意味するものではない」と明らかにしています。

これまでの取り組みの成果と課題を明らかにし、これからの同和問題解決のための人権教育・啓発の具体化をいっそう前進させていきます。

2 女性に関する問題

(1) 情勢

女性の人権尊重・地位向上を目指した動きは、昭和50(1975)年の「国際婦人年」に始まり、昭和54(1979)年「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、平成5(1993)年に「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」の採択など、数回の世界女性会議等の国際会議と連動して進められ、現在の男女共同参画社会の形成に向けた動きへとつながってきました。

わが国においては、平成6(1994)年に「男女共同参画推進本部」が設置され、平成8(1996)年には「男女共同参画プラン」が策定されました。

そして、平成11(1999)年には、「男女共同参画社会基本法」が制定され、その前文で、「一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等社会情勢の急激な変化に対応していく上で、わが国の男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている」と示し、21世紀のわが国社会における最重要課題と位置づけました。

しかし、女性に対する暴力や男女の役割にかかわる固定的な考え方及び雇用における男女格差などが今なお残っているなど、男女の平等は達成されておらず、社会や家庭において、依然として多くの課題が残されています。

ア 本市のこれまでの取り組み

本市においては、男女共同参画社会実現のため、平成13（2001）年に「那珂川町男女共同参画懇話会」を設置し、延べ24回にわたる論議と住民の意見を聞きながら、家庭、地域、職場等あらゆる分野において社会参画を目標とする提言を行いました。

この提言を受け、本市では平成15（2003）年に、「那珂川町男女共同参画プラン」を策定しました。

また、平成13（2001）年に策定された「第4次那珂川町総合計画」において男女共同参画に関する条例の制定が掲げられ、平成15（2003）年に男女共同参画審議会を設置し、条例に盛り込む内容について、答申が出されました。そして、平成17（2005）年3月に「那珂川町男女共同参画推進条例」を制定、一部施行し翌平成18（2006）年に全面施行しました。また、同年11月には、「男女共同参画都市宣言」を行いました。

イ 課題

本市においては、平成19（2007）年に行いました「男女共同参画社会づくりに向けての町民意識調査」で、男女共同参画に関する関心は高いものの、実際の家庭内や地域での役割分担は性別により固定化されていること、男女の平等感に大きな意識の差が見られることなどが問題として見えてきました。

特に、「家庭内の固定的役割分業」についての設問では、日常的な家事に対して“妻が主体”（「主に妻」と「主に妻、一部分担して夫」の合計）の役割とする割合が9割弱と、妻の家庭内での負担の大きさを裏付ける結果となっています。

就労については、職業を継続する際の妨げとなっていることの多くは「育児や介護のため施設が不十分である」「労働時間が長く、休暇が取りにくい」「家事・育児・介護への家族の協力が得られない」など、仕事と家庭の両立支援の拡充が求められています。

地域においては、地域のリーダーとして活躍したり、事業を主体的に運営する女性が増えて来ていますが、固定的性別役割分業に基づく慣習や習慣が残っており、方針決定の場等への参画がまだ不十分です。

このような状況に対して、「那珂川町男女共同参画推進条例」や「那珂川町男女共同

参画プラン（後期計画）」に基づき、男女が性別により差別されることなく、その人権が尊重される男女共同参画社会の実現に向けた人権教育・啓発に取り組む必要があります。

（２） 基本方針

女性があらゆる場に参加し、能力を発揮するためには、学校・地域・家庭・職場等において、ジェンダー（文化的・社会的につくられた性）に基づく固定的性別役割分業意識を払拭し、男女平等・対等な意識を広めていくことが大切です。そのためには、幼児期からの全生涯のあらゆる場面での啓発に取り組む必要があります。

男女が社会の対等な構成員として自らの意思によって政策・方針の決定の場への女性の参画を図るとともに、家庭、地域、職場等あらゆる分野において男女平等観に立った人間形成のための人権教育・啓発に取り組んでいくことが重要です。

3 子どもに関する問題

（１） 情勢

平成元（1989）年子どもの人権を包括的に規定した「子どもの権利に関する条約」が国連で採択され、わが国も平成6（1994）年に批准しました。この条約は、「子どもの最善の利益を第一義的に考慮しながら、子どもの人権尊重と権利実現のためのあらゆる措置をとる。」こととしています。

この条約に基づき、国及び県においても、子どもの健やかな成長と、逞しい人間形成を育む環境づくりを進める施策が取り組まれています。

しかし、子どもたちは、地域社会における生活体験や自然体験が少なくなり、社会性が育っていなかったり、自立が遅れていたりする姿が見られ、心が豊かになっていない現状です。

ア 本市のこれまでの取り組み

本市においては、子どもが健やかに育ち、子育て家庭にとって住みやすいまちとなるよう総合的な子育て支援施策の展開を図るための基本指針として、平成14（2002）年度に「那珂川町子ども育成計画」を策定しました。さらに、その理念や内容を取り込み、将来を担う子どもたちを育成・支援していくために、平成17（2005）年に「那珂川町次世代育成支援地域行動計画」を策定しました。

学校教育においては、人権教育の視点に立ち、児童一人ひとりの健やかで健全な心と体の育成と、進路・学力保障のための取り組みを推進しています。また、一人ひと

りの児童・生徒が自尊感情を高め、自分の大切さとともに、他の人の大切さが理解できるように、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現われるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながっていくような取り組みを推進してきました。

特に人権学習においては、科学的認識を高め、不合理な差別や偏見に気づき、それらをなくしていこうと行動できるように、指導方法や指導内容の工夫・改善を図りながら取り組みを進めてきました。

イ 課題

現代社会では、少子化や核家族化、家庭や地域における子育て機能の低下、地域社会の希薄化といった問題など子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。さらに、子どもの人権をめぐる、虐待・いじめ・不登校などの課題や非行の凶悪化・薬物乱用の低年齢化・児童買春等による性の商品化など新たな課題も発生しています。

これらの諸課題に対応するため、家庭・学校・地域での連携を再構築し良好な環境づくりに努め、学校における人権・同和教育を継承するとともに那珂川市次世代育成支援地域行動計画の推進を図る必要があります。

本市では、住民による政策提案を受け、令和3（2021）年に「那珂川市子どもの権利条例」を策定し、子どもにやさしいまちづくりの推進のため、市や市民、関係施設、事業者が共に取り組むこととしています。

（2）基本方針

子どもと子育てに関する課題の解決に地域全体で取り組み、子育て中の保護者や本市で育っていく子どもたちが、安心して生活できるまちづくりを推進していくことが必要です。

学校では、教育目標達成に向けて、これまでの人権・同和教育の成果と課題を検証し、さらなる継続と、様々な問題に即応できる体制づくりを進めるとともに、未然防止の方策を講じる取り組みを行うことが重要です。

さらに、わが国が批准した「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、教職員の人権意識の高揚や児童・生徒の人権に配慮した学校づくりや、地域ぐるみで子どもを育てる取り組みなどをおして、人権教育を推進していく必要があります。

4 高齢者に関する問題

(1) 情勢

わが国は、急激な速さで高齢化社会へと向っています。この高齢化の進行は単に長寿による高齢者人口の問題だけではなく、少子化問題との関係により、全人口に対する高齢者の割合が大きくなっていることが主な要因です。

高齢化に伴って、寝たきりや認知症等の増加、介護に必要な期間の長期化、同居率の低下、介護する家族の高齢化、家庭における扶助機能の低下などにより、老後に関する最大の不安として病気や介護の問題が顕在化しています。

また、高齢者に対するいじめ、暴力、財産奪取、高齢者の虐待等、高齢者の人権が著しく侵害されたり、高齢者の孤独死や自殺の増加といった深刻な社会問題も生じています。

このため、わが国においては、20世紀中に実現を図るべき10か年の目標を掲げ、平成元（1989）年「高齢者保健福祉推進10か年戦略（ゴールドプラン）」を、平成6（1994）年に「新・高齢者保健福祉推進10か年戦略（新ゴールドプラン）」を策定しました。

福岡県においては、従来の「高齢者保健福祉計画」を見直し、平成15（2003）年には総合的な保健福祉サービスの目標や供給体制を盛り込んだ、新たな「高齢者保健福祉計画」を策定しました。

ア 本市のこれまでの取り組み

本市の高齢者人口（65歳以上）は、平成12（2000）年時点で、5,070人、高齢化率は11.1%であったものが、平成19（2007）年3月末時点では、高齢者人口6,787人、高齢化率は14%となっています。全国及び福岡県の高齢化率からみれば低率ですが、今後は団塊の世代が高齢期に到達するなど、本市でも急速に高齢化が進行すると考えられます。

このような高齢化社会の中で、本市では、平成10（1998）年度に実施した市内における高齢者の健康状況、保健福祉サービスの利用状況や利用意向、また、介護状況などの実態調査を踏まえ関係課等と連携しながら保健サービスの強化を図ってきました。

そして、平成12（2000）年には、高齢者の介護を社会全体で支える「介護保険制度」が導入されたことにより、「那珂川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成12～16年度）」（第1期計画）を策定し、介護予防事業や地域密着型サービスの創設など制度の改正などにより2度にわたり計画の見直しを行ないました。

また、平成18（2006）年からは、介護保険制度の改正に伴い、介護・福祉・医療・権利擁護等様々なサービスを包括的・継続的に提供する機関として、「那珂川町地域包括支援センター」を設置し、高齢者の生活を総合的に支えています。

イ 課題

平成19（2007）年9月現在、高齢者の8割を越える人が通常は介護を必要とせず、比較的健康な生活を送っていますが、高齢者人口に占める要介護（要支援）認定者の割合は実に17.2%となっています。

本市においては、多くの高齢者が地域の人々と交流しながら生活を続け、人間としての尊厳を持ち、生きがいを感じながら暮らしていける社会を構築すること、また、要介護状態になった場合でも、人権が尊重され、住み慣れた地域・家庭の中で安心して暮らしていける基本づくりが極めて重要となります。

さらに、高齢者に対する身体的・心理的・性的・経済的虐待や介護放棄（ネグレクト）や孤独死などの問題に対して、高齢者の権利擁護の視点から施策の推進を行うことも重要な課題です。

（2）基本方針

課題を解決するためには、高齢者を一律に弱者・保護の対象とみなすのではなく、高齢者の人権を尊重するという認識のもと、高齢者一人ひとりの基本的人権が尊重され、継続的に在宅で生活を続けられる体制の確立、高齢者が暮らしやすい地域社会の構築のため、世代間交流事業や福祉のまちづくりの推進、ボランティア活動等の推進など、高齢者を地域全体で支える地域生活支援体制の整備を図ることが必要です。

介護や支援の必要な高齢者が適正なサービスを利用するために、相談体制の充実や、情報の提供体制の整備を図るとともに、高齢者が人として尊厳を保ちながら、様々なサービスを利用できる環境づくりが大切です。

5 障がい者に関する問題

（1）情勢

障がい者の人権尊重について、国連は昭和56（1981）年に「障害者の完全参加と平等」をテーマとする「国際障害者年」を設定し、これに続く「障害者のための国連10年」（昭和58年から平成4年まで）を定めました。

わが国においては、平成5（1993）年に「障害者基本法」を定め、“すべての障害者は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有

する”という基本理念を掲げ、精神障がい者を身体障がい者と知的障がい者と並んで障がい者と位置づけました。

福岡県においては、平成7（1995）年に「福岡県障害者福祉長期計画」を策定し、平成11（1999）年に具体的な目標を設定した「障害者プラン」では市町村との一体的な施策の推進を目指すこととしています。平成16（2004）年には「新福岡県障害者福祉長期計画」を策定し、障がい者施策の新たな指針としています。

また、平成19（2007）年には、障害者自立支援法に基づく「福岡県障害福祉計画（第1期）」を策定し、障がい福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるように体制整備を進めることとしています。

障がいのある人々は、さまざまな物理的又は社会的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている状況があります。また、障がいのある人への偏見や差別意識が生じる背景には、障がいの発生原因や症状についての理解不足がかかわっている場合もあります。

ア 本市のこれまでの取り組み

本市においては、昭和63（1988）年に心身に障がいのある人が、かけがえのないひとりの人間としてともに生きることを基本に人権が保障され、地域社会の中で希望と生きがいをもって生活できる社会の実現を目指して「那珂川町障害者福祉対策長期行動計画」を策定し、保健・医療、福祉、教育、雇用等の分野において施策を推進してきました。また、平成10（1998）年には、「那珂川町障害者施策推進計画」を策定し、平成13（2001）年には推進計画が実効性のあるものにするための「障害者施策実施計画」を策定し、障がい者施策の充実に努めてきました。しかし、平成15（2003）年に「支援費制度」という新たなサービス制度が導入されたことに伴い、障がい者を取り巻く環境の変化に迅速に対応するため、平成16（2004）年に「那珂川町障害者施策推進計画（後期計画）」を策定し、実施計画の見直しを併せて行いました。

イ 課題

本市では、平成10（1998）年3月に策定した「那珂川町障害者施策推進計画」に基づき、障がいの有無にかかわらず、住民誰もが地域で相互に支えあう「共生社会の実現に向け、リハビリテーションとノーマライゼーションの2つの理念のもと、各種施策に積極的に取り組んでいます。

障がい者の地域生活の推進と自立の促進は重要な課題であり、多様化するニーズに、十分対応できていないのが現状です。障がい者が地域での生活を円滑に行うためには、

人的・物理的側面での条件整備が必要です。また、人的側面での条件整備には、障がいのある人に対する理解が不可欠で、支援する人（協力者）の意識の向上を図る必要があります。さらに、あらゆる場においてバリアフリーのまちづくりの推進や、障がいについての社会の理解と認識を一層深め、障がい者の自立と社会参加の促進を図っていくことが大切です。

また、平成28（2016）年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が国によって施行され、「不当な差別的取り扱いの禁止」、「合理的配慮の提供」等、障がいの有無に関わらず、お互いにその人らしさを認め合い、共に生きる社会の実現を目指しています。

（2） 基本方針

障がいの有無に関わらず共に生活する活動社会を目指し「ノーマライゼーション」の理念を浸透させ、「生活支援の充実」、「自立や社会参加の促進」、「誰もが住みやすいまちづくりの推進」の3つの基本目標を設定し、取り組むことが大切です。

そういった点から、いろいろな行事や人権啓発の場において教育・啓発活動を推進していく必要があります。

6 外国人に関する問題

（1） 情勢

近年の急激な国際化の進展により、仕事や観光さらには勉学等のため多数の外国人が訪日し、また生活しておりその数は年々増加しています。

本県における外国人登録者数は、平成18（2007）年12月末で118か国48,635人となっており、その過半数は、歴史的な経緯から日本に在住することとなった在日韓国・朝鮮人の人々が占めています。

しかし、現実には、わが国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人をめぐる問題のほか、言語、宗教、生活習慣等の違いから、外国人に対する就労差別やアパートやマンションへの入居拒否、飲食店等への入店拒否、公衆浴場での入浴拒否、外国籍の児童・生徒への暴力や嫌がらせ、差別発言など様々な人権問題が発生しています。

平成16（2004）年12月に「人権教育のための世界計画」の実施を定めた「人権教育のための世界計画決議」が第59回国連総会で採決され、翌年の平成17（2005）年7月には行動計画改訂案の採択等を定めた「人権教育のための世界計画決議」（両決議ともわが国は共同提案国）が採択され、人種差別や外国人差別等あらゆる差別解消のための取り組みが求められています。

ア 本市のこれまでの取り組み

本市では、世界人権宣言「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、尊厳と権利について平等である」の精神を受け、平成8（1996）年「那珂川町人権を尊ぶまちづくり条例」を制定しました。さらに、平成13（2001）年10月に「人権教育のための国連10年那珂川町行動計画」を策定し、外国人の人権が尊重されるとともに、国籍や文化また、肌の色や生活習慣等が異なる人々が差別されず、助け合いながら、より安全・安心・安定した暮らしを営んでいただくための「多文化共生社会」を目指した「協働のまちづくり」を推進しています。

イ 課題

外国人や日本人が同じ地域で暮らす住民であるという視点から、民族や国籍を超えて、外国人も地域住民の一員として人権が尊重され、安心して生活できる地域社会を実現するため、異なった歴史・民族・文化についての正しい認識を醸成するなど啓発を推進し、外国人のための相談体制の充実や日本語・日本文化の理解に対する支援を行っていく必要があります。

その対象となる外国人登録者数は、平成20（2008）年12月31日現在で、178人となっています。韓国・朝鮮国籍の59人、中国国籍58人、フィリピン国籍26人等となっています。

また、平成28（2016）年には、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取り組みについての基本的施策として、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が国によって施行されています。

（2） 基本方針

住民一人ひとりが国際理解を深め、世界の人々と交流し、協力しあっていくことは自らの人生や生活をより豊かにすることにつながります。また、外国籍住民が住民の一員として地域づくりに参画し、多様な感性や能力を発揮することは、本町市の活性化や国際化の大きな力となります。

今後とも、住民一人ひとりが異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重しあうことのできる共生社会の実現に向けた取り組みを推進していくことが大切であり、外国人に対する偏見や差別意識の解消を図るため、日本に在住するようになった歴史的経緯や外国籍の人々の人権問題を正しく学習する機会や啓発活動の充実を図っていくことが重要です。

7 HIV感染者などに関する問題

(1) 情勢

国連合同エイズ計画（UNAIDS）の推定によると、平成17（2005）年末現在、世界HIV感染者とエイズ患者は約3,860万人となっています。日本では、HIV感染者とエイズ患者の累計が平成17（2005）年4月に1万人を突破し、現在でも年間千人を上回るペースで増え続け、中でも若年者の感染者が増えており大きな問題となっています。国においては、昭和62（1987）年2月、エイズについて正しい知識の普及啓発、検査・診療体制の充実を盛り込んだ「エイズ問題総合対策大綱」が示されました。平成11（1999）年にHIV感染症及びエイズをはじめとして、それまでの感染症の予防に関する施策を抜本的に見直し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）を施行しました。これにより患者の人権に配慮した予防及び医療に関する総合的な施策が推進されることになりました。

また、ハンセン病は、感染力が極めて弱いにもかかわらず、不治の病、遺伝病などの誤った認識が生まれ、患者や元患者を社会から排除してきました。平成20（2008）年6月には、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が成立し、「何人も、ハンセン病の患者であった者等に対して、ハンセン病の患者であったこと又はハンセン病に罹患していることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」と定められました。

このように、患者等の人権に配慮した予防及び医療に関する施策が進められています。

ア 本市のこれまでの取り組み

HIV等については、国や県が行う啓発等に積極的に連携・協力をするとともに、12月1日の「世界エイズデー」にあわせ、予防啓発ポスターを掲示する他、啓発用ビデオや指導者用マニュアルを準備し正しい知識の普及を図っています。

また、ハンセン病については、県と連携・協力して正しい知識の啓発や広報活動に取り組んでいます。具体的には、国が6月に「ハンセン病を正しく理解する週間」を実施していることから、これに併せ、啓発用ポスターを掲示するとともに、ハンセン病の正しい知識の普及や入所者の里帰り事業、生活相談等の援助を行っている団体に対し側面的援助を行っています。

イ 課題

ハンセン病は治療薬の開発により確実に治癒する病気となりました。また、遺伝病と誤解されていますが決して遺伝することはありませんし、感染力はとても弱く、ほとんど発病の危険性はありません。

一方、HIVやエイズについても今日の医学の進歩に伴い新たな治療薬の開発に期待が寄せられています。しかし、HIV・ハンセン病・ウイルス性肝炎等の感染症に関する住民の関心は薄く、教育と啓発活動の重要性が増してきています。

患者や家族の基本的な人権が守られ、安心して生活していく社会を実現していくために、住民に対する感染予防のための正しい知識の普及啓発を行うとともに、感染者などに対する差別や偏見をなくすことを、目的とした啓発活動が重要であり、今後は、より一層人権の視点に立った教育・啓発活動の取り組みが必要です。

(2) 基本方針

誰もが安心して暮らしていける社会を築いていくためには、誤った情報に惑わされることなく、病気に対する理解を深め、患者やその家族が暮らしやすい地域の環境づくりが大切です。そのため、住民に対する知識の普及・啓発、差別や偏見をなくすための人権尊重の視点にたった教育、啓発活動のより一層の推進並びにプライバシーに配慮した保健・医療・福祉サービスの提供が必要です。

8 様々な人権問題

前項までの分野のほか、アイヌの人たちの問題をはじめ、同性愛者など性的マイノリティとされる人たち、婚外子（非嫡出子）、ホームレスの人たち、刑を終えて出所した人たち、犯罪被害者とその家族の人たち等それぞれに重要な人権問題が解決されていません。また、最近では情報化の進展が生活面での利便性を高め、豊かさをもたらしている一方で、インターネットを利用した差別表現の発生や大量の個人情報の漏洩事件の発生、医療における生命倫理をめぐる問題など、新たな人権問題が生じています。

これらの中には、地方自治体だけで解決することが難しいものもあり、国・県の動向を把握しながら対応していく必要があります。

第4章 基本方針の推進体制等

1 全庁的体制による推進

本市が推進する「人権尊重のまちづくり」は、施策のあらゆる分野において、人権尊重の視点に立った行財政を運営していくために、特定の部署に限った取り組みとせず、すべての部署において残された課題解決に向けた人権意識を高揚する施策を推進します。

2 人権研修

(1) 行政職員及び教職員に対する人権研修

人権教育・啓発に関する施策を推進していくには、行政職員及び教職員が正しく人権尊重の理念を理解し、行動していくことが大切です。

そのためには、業務を通じて人権問題解決に向けた取り組みが実行できる職員を養成して行かなければなりません。

よって、すべての行政職員及び教職員に対し、日常業務に即した人権研修を実施します。

(2) 地域活動への支援

地域にある課題や問題を人権問題と捉えそれらを主体的に解決していこうとする地域活動のさらなる活性化が必要です。また、地域の取り組みの中で、お互いが人権を尊重し、支えあう地域活動が実施されることが重要です。

このため、地域における人権学習や啓発活動を支援します。

3 関係機関・各種団体・住民とのネットワークの構築

人権尊重のまちづくりは、行政機関はもとより関係機関、各種団体等連携し、全市民的に取り組みことが必要です。

また住民のニーズを的確に把握し、住民の意見を取り入れながらそれぞれの自主性を尊重し、人権問題に関する情報交換や交流活動等の連携・協働を促進し、一体となった啓発推進組織の確立を含めた施策の推進に努めます。

4 基本方針の見直し

今後の人権問題を取り巻く国際的な動向やわが国の状況、また、社会環境の変化等に的確に対応するために、「人権施策推進審議会」の意見を聴取しながら、必要に応じて施策の見直しを行います。

第5章 おわりに

人権に関わるさまざまな問題が、多様化・複雑化している現状を見ると、今後の人権教育・啓発については、それぞれの人権問題を個別に理解と認識のもと、人権尊重という普遍的な視点から総合的に捉えながら、それぞれの人権問題の取り組みを連携させ、より具体的な取り組みに発展させることが大切です。そのためには、基本方針にそったそれぞれの人権問題についての計画的な実施に結びつけていくことが重要です。

この基本方針は、「人権教育・啓発推進法」の施行を受けて策定し、これまでの人権問題に関する住民意識の課題や人権教育・啓発課題を総括し、人権が尊重され、安心して豊かに暮らせるまちづくりを目指すものです。